令和３年　神奈川県議会　第３回定例会　厚生常任委員会

令和３年10月４日

谷口委員

私からは２項目にわたってお伺いしていきます。

まず最初に生活困窮者の自立相談支援機関等における相談体制の強化ということでお伺いしていきますが、今回の補正予算に保護施設等感染症対策費として生活困窮者を支援することを目的に、自立相談支援機関等における相談体制の強化を行う市町村に対する補助が計上されておりますが、これについてお伺いをしていきます。

趣旨と内容については先行会派からも質疑がありましたので、省かせていただきますが、私自身も今回コロナ禍の中において様々な相談を頂きますが、その中で生活に困られている方の相談が大変増えております。そういう意味で、自立相談支援機関への相談も恐らく増えているのだろうと思うのですが、昨年度以降の本県、そして市の自立相談支援機関への相談状況はどのようになっているのか確認させてください。

生活援護課長

県内の自立相談支援機関の相談状況ですが、コロナ禍の影響により、生活に困窮される県民からの相談が増加をしております。自立相談支援機関の相談件数は、コロナ前の令和元年度が全県で１年間通して１万6,500件ほどであったところ、令和２年度は約５万7,500件と3.5倍に急増しております。この傾向は令和３年度も変わらず、令和３年度に入ってからも令和２年度と同様の水準で今推移をしております。

相談の内容ですが、県が直接所管しております町村部の状況で申し上げますと、これまで一定の収入を得ていたが、コロナの影響で困窮に陥った方からの相談が増加しており、生活費や家賃等の支払い、また仕事面での相談ということが特に増加している傾向があります。

谷口委員

令和元年度に比べて令和２年度が3.5倍に増えていて、令和３年度も同じような傾向が続いているということですが、次にこうした相談がこうやって急増している中で、当然窓口の体制は強化していかなければいけない。そのために今回の補正予算も計上されたのだと思いますが、県の担当である町村部における相談支援について、コロナ禍の中でどういう対応をしてきたのか改めてお伺いします。

生活援護課長

県では増加する相談に対応するため、委託先の(福)神奈川県社会福祉協議会の相談体制の強化に取り組んできております。

令和元年度までの体制に加えて、令和２年度中には相談支援員を４名追加しています。さらにアウトリーチを専門に行うアウトリーチ支援員を２名追加し、合計で６名増強するなど、体制の強化を図ってきております。

今年度、令和３年度においても、令和元年度と比較して３名の職員を加配するなど、引き続き体制の強化に取り組んでいるところです。

谷口委員
　今増やした分の人数を言っていただいたのですが、ちなみに今合計でどういう体制になっているのか、何人の体制になっているのかお伺いします。
生活援護課長
　令和元年度との比較で申し上げますと、令和元年度までは相談員が７名、就労支援員が２名、合計９名、こういった体制で町村部の支援に取り組んでおりました。
　令和２年度は先ほど申し上げましたように６名加配しているのですが、相談員を総勢 11 名、就労支援員を２名、アウトリーチを専門に行う支援員を２名、合計 15 名で取り組んできておりました。
　令和３年度ですが、令和２年度まで増強した体制そのままではなく、ノウハウも積み重なったということもあるので、少し効率化を図っており、令和３年度においては相談員が８名、就労支援員が２名、アウトリーチ支援員が２名、合計 12 名、こういう体制で取り組んでいるところです。
谷口委員
　ちなみに相談員の方々を増やすにしても、雇用して研修をしていただいてノウハウを持っていただくということも大事だが、即戦力としての力は必要だと思うのです。
　そういう意味で、いろいろな支援のメニューを知っていることや、あとコミュニケーションですよね。本当に相談者の方に寄り添って支援をしていくことが大事だと思うのですが、その点どういう方々が増強によって来られているのか、その辺分かる範囲で結構ですが、教えていただければと思います。
生活援護課長
　県の自立相談支援機関の体制強化に当たりましては、いわゆる社会福祉士などのソーシャルワークの専門職を募集し、採用をしております。いわゆる一般事務補助ではなくソーシャルワーカーとしての職を採用しております。
　今質問にもありましたが、非常に難しいといいますか、困難度の高い業務ということもあり、委託先からは、なかなか募集をしたからといってすぐに採用できるものではないということは聞いております。計画的に募集をさせたり、いろいろと探しながら、工夫をしながら、採用と体制強化に努めているといった状況です。
谷口委員
　その辺の苦労もよく分かりました。
　それで、町村部以外は各市が設置をしている自立相談支援機関となるわけですが、各市が設置している支援機関の体制を強化するという役割も県にはあると思うのですが、これまではどのように取り組んできたのかお伺いします。
生活援護課長
　コロナ禍において、質の高い相談支援が実施できるよう、県では全県の生活困窮者自立支援相談支援機関の相談員向けに資質向上やネットワークづくりに向けた研修を行ってきております。これは国の基準に従った研修です。こうした国の研修カリキュラムに加えて、県独自の取組として家計改善支援と就労準備支援の研修を追加して行っています。

家計改善支援というのは、一定の収入はあるが、それがなかなか生活にうまく回していけない、先々の生活再建に向けた見通しが立たない、こういう方々の家計を支援するものであり、就労準備支援は直接ハローワークの就労支援にはつながらないが、その前の就労の準備、様々な履歴書を書く、日常生活を整える、そういうところから始めるといった就労準備支援、こういったことに携わる職員の研修を行っています。

さらに平成29年度からですが、市町村と県内のボランタリー団体との連携推進やネットワークづくりを目的とした公のこうした行政機関と民間の団体の合同のネットワーク会議を持っており、これは年３回ほど開催しております。

さらに県内の市の生活困窮者自立支援制度主管課が参加する会議を年２回開催しており、効果的な支援の手法や体制整備、今回各市で様々な独自の取組をされていますので、そういった取組の共有をする、こういったことを取り組んでいます。

こうした取組を通じて、各市の自立相談支援機関の取組をバックアップしているところです。

谷口委員

今の答弁の中で、ネットワークづくりということ、家計改善ということ、そして就労前の様々な支援というお話があったと思うのですが、具体的にネットワークづくりというか、ネットワーク会議というお話がありましたが、もし今お答えできれば、地域のボランティアグループなどとの連携によってうまくいった事例が、もしあれば教えていただくことはできるでしょうか。

生活援護課長

個別の支援の事例ですので、様々な事例がありますが、いろいろ聞く中では、例えば、就労支援、それこそハローワークで何度も何度も職探しに失敗していて、そういった方の課題をハローワーク側とそういった就労支援を行う団体のほうで少し本人を交えて共有をし、何が仕事探しに足らなかったのかというところを共有した結果、サポートをする団体側のほうで就労に向けた準備、課題の解決に取り組んでいただき、ハローワーク側ではそれを受けて、その方に見合った仕事を探していただけた、そういう事例があると聞いております。

谷口委員

もう１個家計改善のほうですが、これは私自身も大事な取組だと思っております。

事実が間違っていたら申し訳ないですが、以前は家計相談支援事業みたいな感じで相談だったが、あるときからは家計改善になったと、ネットで見ると出ているのですが、実際ただ本当に家計改善の支援をするとなると、恐らく本人が本当に家計を改善しようというところまで持っていくことが物すごく難しいのだろうと思うのですが、こうしたノウハウについても、県の研修の中でやっていただいているのでしょうか。

生活援護課長

今指摘いただいた点がまさに課題であり、県では家計改善の研修員の研修を県独自で行っております。その方々の生活再建に当たって、実際の家計の状況などがどこに課題があるのかということを相談員側と本人が共有をしていくと

いったことは非常に大切ですが、そこには突然出向いて、私がこれからのあなたの家計改善をしますと言っても、なかなか信頼関係が得られませんので、長期的な寄り添い型の支援が大変重要になってくると思います。
　ですので、その場、そのとき窓口で解決するような課題ではなく、その方の生活に寄り添いながら改善を図り、そういう課題を共有していくことが非常に大切だと感じています。
谷口委員
　今課題の面もお話をしていただいたのですが、今回の補正で一定程度相談員等の増員の予算を組んでいるわけですが、今おっしゃられたように人材の育成という面も大きな課題があると思います。全体としてもう少し幅広に今課題となっていること、先ほどの人材育成も含めたことについて、確認をさせていただきます。
生活援護課長
　自立相談支援機関の体制強化をしていく上での課題、先ほど申し上げた人の課題があり、非常に難しい支援に携わるための資質の向上は一つの課題かと思います。
　また、窓口の体制を強化するに当たって、今回補正予算で計上させていただいているこの費用は、市が負担する費用の４分の３を県が国からもらってそのまま補助をするというものですが、残りの４分の１は自治体が負担することになります。
　こうした自治体分の負担は、一応制度的には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることができる、もしくは地方交付税交付金の算定の基礎になる、そのように充てることはできることになっているのですが、今それではなかなかとても追いつかないという実情も一方であります。ですので、こういう４分の１を負担していく自治体の財政負担が一つ体制を強化する上での課題になってくると思います。
　それと、先ほど来申し上げている資質の向上というこの２点が大きな課題だと感じています。
谷口委員
　その辺の課題に対して、今後県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。
生活援護課長
　まず、財政負担の面ですが、県は国に対して生活困窮者の自立支援に十分な財源措置を講じること、国庫補助基準額の上限を見直すことなど、国への制度提案ということで提案をさせていただいております。また、全国知事会や全国主要都道府県の民生主管部局長連絡協議会といった他の都道府県との連携する会などを通じて、他の都道府県と連携して国に要望を今しているところです。
　また、資質の向上面ですが、コロナ禍においてきめ細かい丁寧な支援が提供できるようＮＰＯ活動との連携や住居不安定者の支援のノウハウの共有など、県の支援員の資質向上に向けた研修やネットワーク化、こういったものに取り組んでいきたいと考えています。

谷口委員
　コロナ禍で今一応新規感染症の数は減ってきていますが、いずれにしても今後第６波の懸念もありますし、Ｗｉｔｈコロナでやっていかなければいけない中で、経済も含めて急激に回復するには若干時間がかかるのだろうと思います。そういう意味で、ぜひ寄り添った支援をしていただけるように、様々今課題もお伺いしましたが、県として全力で取り組んでいただけるようお願いをしてこの質問は終わります。
　もう１つは精神障害者の方々の医療費、また生活状況に関する調査についてお伺いします。
　この課題については、昨年９月の本会議で私も代表質問で取り上げさせていただいて、我が会派としても精神障害者の方々の特に１級、２級の課題もあって、ずっと会派として取り組んできたわけです。今調査をしていただいているところだと思うのですが、この調査について何点かお伺いをしていきます。
　まず、確認ですが、調査の背景や目的についてお伺いします。
障害福祉課長
　精神障害者の方々の関係団体から、重度障害者医療費助成制度の対象の拡大に関する要望を毎年度頂いておりました。また、令和元年 12 月には県議会において重度障害者医療費助成制度の対象を精神障害者保健福祉手帳２級の所持者まで拡大することを求める請願が採択されたところです。
　このようなことを踏まえて、県ではこれまでも関係団体の皆様から精神障害者の皆様が抱えている課題など、いろいろ伺ってきたのですが、精神障害者の支援策を検討するためには、生活実態をより詳細に把握する必要があると考えて、今年度調査を実施することとしました。
谷口委員
　その調査はいつからいつまで、どのような方法で行っているのか確認させてください。
障害福祉課長
　調査は令和３年９月 15 日から 10 月 15 日まで行っており、対象者に郵送で調査票を送付して、対象者の方に記載いただいた調査用紙を県に返送していただくという方法で行っております。
谷口委員
　郵送で送られているということですが、その対象者をどのように選ばれたのか、あと何人ぐらいを対象にして郵送で送っているのか、その辺詳細をお伺いできればと思います。
障害福祉課長
　対象者をどのように選んだのかということです。
　県が交付している政令市を除く県所管域の精神障害者保健福祉手帳の所持者、１級から３級までの方がいらっしゃいますが、２万 9,247 人います。この中から 2,000 人を調査対象者として、各１級、２級、３級の等級の人数の割合に応じて無作為に選んで対象としました。
　調査対象者は 2,000 人ですが、このうち６割の 1,200 人から回答があるものとして今調査を実施しているところです。

谷口委員
　６割の 1,200 人から回答が来るのではないかという想定ですが、基本的なことで、この６割というのはどういう基準でそういう想定をされているのかお伺いします。
障害福祉課長
　大体６割ぐらいというのが、例えば、他県の同じような調査の回答の状況や、あと県でもこの調査をやるに当たって有識者の方から意見を伺ったりしているのですが、その意見の中で大体６割ぐらいと助言を頂いたこともあり、６割を想定しております。
谷口委員
　これまでの例、識者の方の意見、他県の状況を見て、通常大体６割程度の回答率だということですね。
　精神障害者の方への支援については、私にも様々な相談を頂きますが、生活費の問題、仕事の問題、あと医療費の問題等々、様々な悩みについて相談いただくのですが、こうした様々な支援については、関係団体から私自身も伺っていますし、また個々にも伺っております。
　そういう意味で、今回このアンケートでどういう質問をされているのか、あとは何項目ぐらいの質問になっているのか、その辺詳細をお伺いできますか。
障害福祉課長
　まず、対象となる精神障害者の方々の置かれている状況によって、必要とされる支援はおのずと異なってくると思っており、その調査ではまず対象者となる方のベースとなる生活の実態を把握するために、例えば、一人暮らしの方なのか、同居の方がいらっしゃるのか、お住まいは持家なのか、それとも借家なのか、それから健康状態、健康か不健康か、通院しているのか、それから外出の状況はどうかなど、そういった生活の基本となる部分をまずお聞きしています。
　それから、収入源や収入額、食費や家賃、あと医療費の支出の状況といったものや、そういう経済的な状況を把握するための質問を入れております。
　また、就労状況、働いているかどうか、働いていなければその理由は何かということ、あと障害福祉サービスを利用しているかどうか、それから将来の生活の希望、社会参加をしているかなどといったこともお聞きしています。項目としては全部で 48 問になります。
　これらの項目をお聞きして、精神障害者の方々の実態を踏まえて、必要な支援策を検討していきたいと考えています。
谷口委員
　少し戻るのですが、想定として６割の回答率ということだったのですが、なるだけここはより多くの皆様に回答していただくことが大事かと思うのですが、対象者の方からすると、急に郵送でアンケートが送られてくると、何だろうこれはという疑問が湧いたり、最近はいろいろな詐欺まがいのそういうものも来ますから、そういう意味で、これはきちんとして県としてのアンケートであって、皆様のいろいろな実態を踏まえた上で今後の支援策を考える上の材料としていきたいというようなことをしっかりと分かっていただいておくことが大事

と思うのですが、この辺事前に当局としてどういう準備をされてきたのか確認させてください。
障害福祉課長
　対象となる方に対していきなり来て、何だろうこれはということにならないようにということですが、まず法令に従って、神奈川県公報でこういった調査をやりますということをお知らせしております。
　それから、対象者の方に調査票をお送りしておりますが、送るに当たりましては、調査票だけではなく、きちんと文書を入れて、この調査は精神障害者の皆様の生活の実態、経済の状況、そういったことをお伺いして、施策等を検討するための資料ですということを丁寧に説明する文書を入れております。
　また、その調査票を送るに当たりまして、精神障害者の関係の団体、家族の団体の方々にも同じようにこの調査票とこの調査をする旨をお知らせして、そちらの団体のほうからも、皆様にこれは怪しいものではないのだよ、協力してくださいということをお願いするように依頼をさせていただいております。
　おかげさまで、今のところこの調査票を送付してからおおむね順調に調査を実施できておりまして、10 月 1 日現在ですが、776 通返ってきているという状況です。
谷口委員
　2,000 通出して今 776 通というと、3 分の 1 強ぐらいが返ってきているということで、分かりました。
　最後に、できるだけ早くこの調査の結果を分析してまとめていただいて、そして具体的な施策につなげていっていただきたいと思うのですが、今後のスケジュールについてお伺いします。
障害福祉課長
　10 月 15 日まで調査を実施しておりますので、その後調査結果を集計して取りまとめをいたします。分析をしまして、今年度中に調査結果を取りまとめたいと考えております。
　その後来年度、この調査報告書を踏まえて、精神障害者の皆様に必要な施策の検討を行うとともに、事業化に向けた調整も行っていきたいと考えています。
谷口委員
　今年度中に取りまとめをしていただいて、令和４年度で種々結果を踏まえて検討し、具体的にやっていただけることになれば、令和５年度の事業や、また予算に盛り込んでいただけるということだと思います。そこは結果をしっかりと分析をしていただいて、具体的な施策、支援策につなげていただくようにお願いをして私の質問を終わります。